

議案第 13 号

所有権移転登記等請求調停事件に関する調停について

松戸簡易裁判所平成30年（ノ）第75号所有権移転登記等請求調停事件について、次のとおり調停を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出

野田市長 鈴木 有

1 事件名

松戸簡易裁判所平成30年（ノ）第75号所有権移転登記等請求調停事件

2 申立人

住 所 野田市宮崎228番地

氏 名 宮崎神明神社氏子会 会長 染谷 忠司

3 調停の内容

- (1) 相手方野田市は、申立人宮崎神明神社氏子会に対し、野田市宮崎新田字神明前123番2及び134番1の土地の一部について、申立人宮崎神明神社氏子会が所有権を有することを確認すること。
- (2) 相手方野田市は、申立人宮崎神明神社氏子会に対し、野田市宮崎新田字神明前123番2及び134番1の土地の一部について、平成13年1月1日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をすること。登記手続費用は、申立人宮崎神明神社氏子会の負担とする。
- (3) 相手方野田市は、野田市宮崎新田字神明前123番2及び134番1の土地について、本件調停の対象となる部分の筆界を確認すること。

4 調停に応じる理由

松戸簡易裁判所の調停委員会から調停条項案が提案されたため、早期に解決することを勘案し、調停を成立させようとするものである。

提案理由

松戸簡易裁判所の調停委員会から調停条項案が提案されたため、早期に解決することを勘案し、調停を成立させようとするものである。

松戸簡易裁判所の調停委員会から示された調停条項（案）

- 1 相手方は申立人に対し、別紙物件目録記載の土地１のうち、別紙用地実測図記載のK 9 5－1，M 1 1，R. 8，M 1 2，P 9 3，K 9 5－1の各点を直線で結んだ部分につき、申立人が所有権を有することを確認する。
- 2 相手方は申立人に対し、別紙物件目録記載の土地２のうち、別紙用地実測図記載のP 9 3，M 1 2，R. 9，M 1 3－1，K 5 0 0，K 5 0 0－1，K 9 5，P 9 3の各点を直線で結んだ部分につき、申立人が所有権を有することを確認する。
- 3 相手方は申立人に対し、別紙物件目録記載の土地１のうち、別紙用地実測図記載のK 9 5－1，M 1 1，R. 8，M 1 2，P 9 3，K 9 5－1の各点を直線で結んだ部分につき、平成13年1月1日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をする。この登記手続費用は申立人の負担とする。
- 4 相手方は申立人に対し、別紙物件目録記載の土地２のうち、別紙用地実測図記載のP 9 3，M 1 2，R. 9，M 1 3－1，K 5 0 0，K 5 0 0－1，K 9 5，P 9 3の各点を直線で結んだ部分につき、平成13年1月1日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をする。この登記手続費用は申立人の負担とする。
- 5 相手方は別紙用地実測図記載のM 1 1，R. 8，M 1 2の筆界を確認した。
- 6 相手方は別紙用地実測図記載のM 1 2，R. 9，M 1 3－1の筆界を確認した。
- 7 相手方は別紙用地実測図記載のP 9 3，M 1 2の筆界を確認した。

別紙 物件目録

土地 1

所 在 野田市宮崎新田字神明前

地 番 1 2 3 番 2

地 目 山林

地 積 2 3 8 m²

土地 2

所 在 野田市宮崎新田字神明前

地 番 1 3 4 番 1

地 目 山林

地 積 4 5 6 m²

用地实测图(按粹)

